

出エジ31 出エジプト記21章1節～22章15節

「シナイ契約(4)」

1. 文脈の確認

(1) シナイ契約は宗主契約である。

- ①当時の政治的な契約形式を採用している。
- ②この契約によって、神はイスラエルの民を正式な契約関係へと招かれた。

(2) シナイ契約の構造

- ①両者が同意する条項(命令と祝福)(20:3～17)
- ②挿入句(20:18～26)
- ③基本条項に付加された諸条項(21:1～23:33)

(3) モーセの律法に関する理解の変遷

①19世紀終わりまでの理解

- *モーセの律法は、ローマ法よりも千年も古い最古の法典。
- *モーセの律法のユニークさが強調された。

②20世紀初頭、ハムラビ法典(前1700年頃)の発掘

- *バビロニアの王ハムラビが布告した。
- *モーセの律法よりも少なくとも300年も前にできている。
- *判例法の体系は、類似している。
- *同態復讐法も、類似している。
- *モーセの律法は、ハムラビ法典を手本にしているという説が生まれた。

③20世紀半ば、ウル・ナンム法典(前2000年頃)の発掘

- *メソポタミア文明のウル第三王朝・初代王ウル・ナンムによって発布。
- *現存する世界最古の法典
- *ハムラビ法典よりもさらに古い法典があることが分かった

④古代中近東の法体系には、ある一定の特徴がある。

- *モーセの律法も、その特徴に基づいて作られている。
- *古代法では、祭儀法(祭司が司る)と市民法(王が司る)とは分離。
- *モーセの律法では、祭儀法と市民法は、同じ法体系の中に含まれる。

2. アウトライン

(1) 奴隷の扱い(21:1～11)

- (2) 傷害事件 (21:12~32)
- (3) 物権の侵害 (21:33~22:15)

3. きょうのメッセージから、現代的適用を学ぶ。

このメッセージは、モーセの律法の現代的適用を学ぼうとするものである。

I. 奴隷の扱い (21:1~11)

1. 前文 (1)

- ①モーセが仲介者として神の命令を民に伝える。
- ②イスラエル人の基本的人権を守るための規定
- ③違反した場合の罰則規定

2. 男奴隷 (2~6)

(1) ヘブル人の奴隷

- ①この時代にあつては、貧者には奴隷制は必要不可欠なものであった。
- ②経済的理由で自分を売る場合がある。
- ③盗みの代償を支払うために自分を売る場合もある (22:3)。

(2) 6年仕え、7年目に去ることができる。

- ①自由の身として無償で去ることができる。
- ②手ぶらでなく、物質的祝福を与えて去らせる。

「彼を自由の身にしてやるときは、何も持たせずに去らせてはならない。必ず、あなたの羊の群れと打ち場と酒ぶねのうちから取って、彼にあてがってやらなければならぬ。あなたの神、【主】があなたに祝福として与えられたものを、彼に与えなければならぬ。あなたは、エジプトの地で奴隷であったあなたを、あなたの神、【主】が贖い出されたことを覚えていなさい。それゆえ、私は、きょう、この戒めをあなたに命じる」(申 15:13~15)

「彼を自由の身にしてやるときには、きびしくしてはならない。彼は六年間、雇い人の賃金の二倍分あなたに仕えたからである。あなたの神、【主】は、あなたのなすすべてのことにおいて、あなたを祝福してくださる」(申 15:18)

(3) 妻があれば、妻ともに去る。

(4) 主人から与えられた妻なら、その妻と、生まれた子どもを置いて行く。

①その妻と子どもは、主人の所有物である。

(5) 自由意思による奴隷

①主人のもとに留まり、家族とともに住むことを願った場合

②ある儀式によってその願いが確定する。

「その主人は、彼を神のもとに連れて行き、戸または戸口の柱のところに連れて行き、彼の耳をきりで刺し通さなければならない。彼はいつまでも主人に仕えることができる」(6節)

*彼はその家の所有物となる。

2. 女奴隷(7~11)

(1) 男奴隷よりも扱いが優しい。

①父が経済的理由で自分の娘を女奴隷として売る。

(2) 7年目に去るのとは男奴隷と同じ。

(3) 女奴隷だけにある規定

①主人がめかけとなった女奴隷を嫌った場合

*旧約聖書は、めかけの制度を禁止していない。

*彼女が、家族、親戚、友人などによって贖い出されるようにする。

*残った年数を基に、その価格を決める。

*異邦人に売ってはならない(男奴隷の場合も同じ)。

②息子の嫁とした場合は、娘として取り扱う。

③複数のめかけを持った場合、彼女たちを平等に扱う。

*食べ物

*着物

*夫婦の務め(夫婦の交わり)

*このことを行わないなら、女奴隷は無償で去ることができる。

*聖書は、男女の結婚関係を祝福している。雅歌のテーマである。

II. 傷害事件(21:12~32)

1. 死刑が求められる事件

(1) 殺人事件(12~14)

- ①殺人犯は、必ず殺されなければならない。
- ②過失致死の場合は、逃れの場所に逃げ込むことができる(民35:6~28)。
- ③遺族は、復讐することができない。
- ④もし殺人犯がそこに逃げ込んだ場合は、無理やりにでも連れ出し、殺す。

(2) 誘拐事件(16)

- ①いかなる場合でも、犯人は殺されなければならない。

(3) 両親への侮辱(15、17節)

- ①両親に暴力を振るった者は、殺される。
- ②両親に暴言を吐いた者は、殺される。

2. 補償が要求される事件

(1) 傷害事件(18~19)

- ①休業補償をする。

(2) 奴隷に暴力を働いた場合(20~21)

- ①即死させた場合は、相応の罰(死刑ではない)を受ける。
- ②そうでない場合は、自分で自分の財産を破壊したと解釈される。
- ③主人が奴隷に暴力を働くことを抑制するための規定

(3) 流産の場合(22~23)

①流産させた場合

*その女の夫との交渉で罰金を支払う。

②その女に対する殺傷事故となった場合

*「いのちにはいのち」とは、いのちに値する対価を払うこと。

(4) 同態復讐法(24~25)

「目には目。歯には歯。手には手。足には足。やけどにはやけど。傷には傷。打ち傷には打ち傷」

- ①過剰な裁きを行わないようにとの意図がある。

②字義通りに解釈すると

*二通りの解釈がある。

*実践においては、物質的補償を差し出すことが多い。

(5) 奴隸の人権 (26～27)

- ①目の代償として、その奴隸を自由の身とする。
- ②歯の代償として、その奴隸を自由の身とする。

3. その他の事件 (28～32)

(1) 牛が人を殺した場合

- ①牛は石打ちの刑に処す。
- ②肉は食べてはならない。
- ③牛の持ち主は無罪である。

(2) 持ち主が、牛に突くくせがあることを知っていた場合

- ①牛は石で撃ち殺される。
- ②持ち主は殺人犯と見なされる。

*未必の故意

*死刑か、それに相当する罰金刑

(3) 牛が奴隸を殺した場合

- ①奴隸の主人に、銀貨 30 シェケルを支払う。
- ②牛を石打ちの刑に処す。

Ⅲ. 物権の侵害 (21 : 33～22 : 15)

1. 物権を侵害した場合

- ①失われた物と同価の補償を支払う。

2. 盗みを働いた場合 (22 : 1)

- ①数倍にして償う。
- ②牛は5倍、羊は4倍
- ③生きてままで見つかった場合は、2倍。

3. どちらに責任があるか分からない場合は、神の前に出て誓う。

- ①具体的方法は書かれていない。

結論：このメッセージは、モーセの律法の現代的適用を学ぼうとするものである。

1. 盗みを働いた場合の償い

(1) 牛は5倍、羊は4倍

(2) ルカ 19：7～9

「これを見て、みなは、『あの方は罪人のところに行って客となられた』と言ってつぶやいた。ところがザアカイは立って、主に言った。『主よ。ご覧ください。私の財産の半分を貧しい人たちに施します。また、だれからでも、私がだまし取った物は、四倍にして返します』。イエスは、彼に言われた。『きょう、救いがこの家に来ました。この人もアブラハムの子なのですから』

①モーセの律法が機能していた時代

②ザアカイは、救われた。

*信仰が、モーセの律法に従うという形で明らかになった。

(3) 私たちも、信仰によって救われるが、信仰は行動によって表現される。

2. 牛が奴隷を殺した場合

(1) 奴隷の主人に、銀貨 30 シェケルを支払う。

①死んだ奴隷の値段

②どんな奴隷でも同じ値段

(2) マタ 26：15

「そのとき、十二弟子のひとりで、イスカリオテ・ユダという者が、祭司長たちのところへ行って、こう言った。『彼をあなたがたに売るとしたら、いったいいくらくれますか』すると、彼らは銀貨三十枚を彼に支払った」

①イエスを売る提案をしたのは、イスカリオテのユダ

②値踏みをしたのは、ユダヤ人の指導者たち

*銀貨 30 枚とは、銀貨 30 シェケルのこと。

*イエスを見下した値段である。

③イエスの生涯は、奴隷のそれであった。

3. 奴隷

- (1) 古代世界では、奴隷になることは神々から見捨てられたことを意味する。
- (2) 契約の民の間では、そうではない。
 - ① 7年後に次のチャンスが与えられる。
 - ② やり直しがきく。
 - ③ 永遠に主人の所有物になるのではない。
- (3) 自由意志の奴隷 (bond slave) という道がある。
 - ① 彼は自由になった。
 - ② しかし、家族への愛、主人への愛のゆえに、戸口の柱のところに立つ。
 - ③ 耳をきりで刺し通される。
- (4) ロマ 1 : 1
「神の福音のために選り分けられ、使徒として召されたキリスト・イエスのしもべパウロ」
 - ① 「しもべ」とはギリシア語で「デューロス」。
 - ② この言葉は、自由意志の奴隷 (bond slave) である。
 - ③ パウロは自らを、「デューロス」と呼び、生涯そのように生きた。
 - ④ 私たちはキリストにあって自由となり、キリストにあって「デューロス」となった。